

平成 26 年 7 月 25 日

各 位

会社名	株 式 会 社	原 弘 産
代表者の役職氏名	代表取締役社長	原 孝 (コード番号 8894 東証第 2 部)
問い合わせ先	専務取締役	園 田 匡 克
電話番号		0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4

当社に対する訴訟提起及び和解に関するお知らせ

当社は、下記の通り平成 26 年 7 月 11 日付けで訴訟（以下、「本件訴訟」といいます）を提起され、本日、訴状を受領いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件訴訟につきましては、平成 26 年 7 月 18 日付けで、当社と本件訴訟の原告との間で、本件訴訟については和解を行う旨の合意書を締結済みです。従いまして、本件訴訟につきましては第 1 回口頭弁論期日において和解が成立する見込みであります。

記

1. 本件訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、平成 22 年 6 月 30 日付けで、当時の当社の連結子会社が金融機関に対して負っていた借入債務（以下、「原債務」といいます。）を免責的に引き受けました。その後、原債務が、平成 26 年 3 月 28 日付けで本件訴訟の原告である株式会社麴町アセット・バリュー・ワンに譲渡されました。当社は、業績が低迷していることから、同社との間で原債務の弁済条件について交渉を続けておりましたが、合意に至る前に当該債権の取立てを目的とする本件訴訟が提起されたものです。

2. 本件訴訟を提起した者（本件訴訟の原告）

- (1) 商号：株式会社麴町アセット・バリュー・ワン
- (2) 所在地：東京都千代田区麴町二丁目 3 番麴町プレイス 2 階
- (3) 代表者：代表取締役 粕谷 義和

3. 訴訟の内容及び請求金額

本件訴訟の原告は、原債務にかかる金銭消費貸借契約に基づき、本件債権の残元本 208,086,000 円及び平成 25 年 11 月 1 日から支払済みまで年 14 パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求めています。

なお、既に述べましたとおり、当社は、平成 26 年 7 月 18 日付けで本件訴訟の原告との間で、①毎月利払いを実行し、原債務については平成 27 年 4 月 30 日に支払うこと、②原債務を担保するために当社所有物件に抵当権を設定すること及び当該物件を売却できた場合には原債務の弁済に充当すること、③抵当権設定することにより年 14 パーセントの遅延損害金ではなく、原債務の元本に対する利息の利率を年 2.5 パーセントとすること、並びに④本件訴訟においては①～③を内容とする和解を行うこと、を主たる内容とする合意書を締結しており、実質的には当事者間にて和解しておりますが、正式には第 1 回口頭弁論期日にて和解が成立する見込みであります。

4. 今後の見通し

上記の通り、原債務の返済については、本件訴訟の原告（原債務の債権者）との間では繰り延べ返済等の和解が成立する予定であることから、原債務に関して、特別損益等の発生は見込んでおらず、平成27年2月期業績予想に与える影響につきましては軽微なものと考えております。

当社は、業績の低迷により金融機関等より借入金の返済を猶予していただいております。個別に交渉を続けている中で、本件以外に訴訟提起されている案件はございません。

この度は、かかる事態が発生し、株主の皆様にご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

以 上